

# 糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画（案）

令和 年 月

糸 魚 川 市

## 目次

### 第1章 推進計画策定の意義

- 1 推進計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 本計画の位置付け . . . . . 1
- 3 本計画の期間 . . . . . 1

### 第2章 犯罪被害者等支援について

- 1 支援施策の位置付けと支援施策の分類 . . . . . 2
- 2 支援の目的と支援体制 . . . . . 3

### 第3章 基本理念と取組について

- 1 個人の尊厳を重んじた支援 . . . . . 4
- 2 状況に応じた適切な支援 . . . . . 4
- 3 継続的な支援 . . . . . 4
- 4 プライバシー及び個人情報の配慮 . . . . . 4

### 第4章 基本方針

- 1 支援体制の整備・充実 . . . . . 5
- 2 見舞金の支給 . . . . . 5
- 3 心身の疲労回復 . . . . . 5
- 4 日常生活の支援 . . . . . 5
- 5 犯罪被害者等への理解の促進 . . . . . 6

### 第5章 支援施策 . . . . . 6

資料編（県内、市内の事件・事故の推移、市条例、規則を掲載予定）

### 1 推進計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけでなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困窮、誹謗中傷などの二次的被害に苦しめられることが多く、平穏な暮らしを取り戻すには多くの人々による社会的支援を必要とします。

このような背景から、国では、平成17年に犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法を施行し、同法第5条で、犯罪被害者等の支援に関し地域の状況に応じた施策を作成、実施することを地方公共団体の責務と決めました。

新潟県では、近年の県内外での凶悪犯罪の発生状況、また犯罪被害者等の二次的被害の現状から、これまでの「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」で規定していた「犯罪被害者等に対する支援」を、令和4年3月に「新潟県犯罪被害者等支援条例」を施行、7月には「新潟県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等への支援を強化に総合的・計画的な支援施策を推進することとしました。

これらの状況を踏まえ、糸魚川市においても、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、市及び市民等の責務や講ずべき施策を定めた「糸魚川市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を新たに制定し、令和4年4月1日に施行しました。

この条例に基づき、犯罪被害者が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、当市の犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進していくことを目的に、「糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2 本計画の位置付け

本計画は、市条例第7条（犯罪被害者等の支援に関する計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

---

### 3 本計画の期間

---

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

## 第2章 犯罪被害者等支援について

---

### 1 支援施策の位置づけ分類

---

犯罪被害者等支援に関する施策は、安心して暮らせる地域社会に密接に関わりを持つものです。ここでは、支援施策の位置づけと分類について整理します。

#### (1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となり市民の安全・安心に資するものです。

防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であり、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくる施策であるのに対し、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策をすり抜けて発生してしまった犯罪被害者に対する「事後の措置」として位置づけるものです。

犯罪被害者等が一日でも早い被害の軽減・回復に役立つ体制を整備することは、安心して暮らせる地域社会を実現することに一層資するものです。

#### (2) 支援施策の分類

糸魚川市の犯罪被害者等支援施策は、大きく三つに分類されます。

##### ① 市条例による支援

市条例（施行規則含む。）の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した支援施策です。

##### ② 庁内連携による支援

本市の各課には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課で連携協力しながら適用することで機能するものです。

##### ③ 関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、相互の補完的な関係性において、各機関の長所を生かした支援を実施するも

のです。

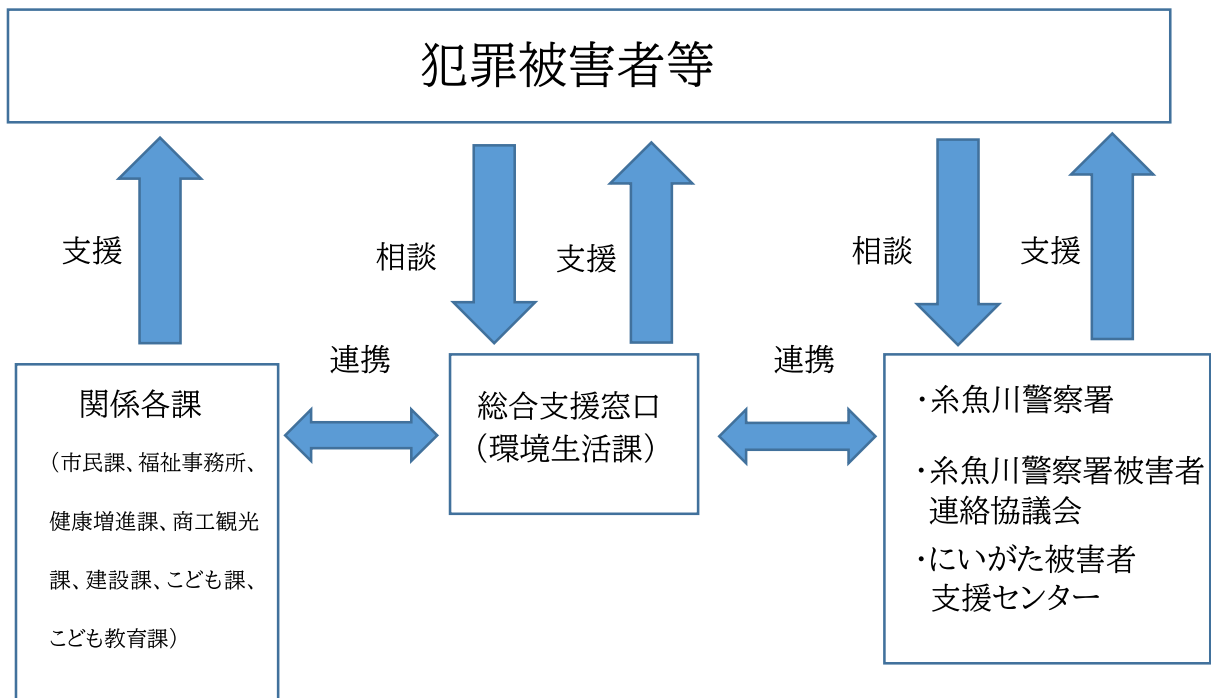
## 2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、重点を置くべきは、各種支援策を通じて受けた被害を軽減及び回復し、平穏な生活を一日も早く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状況は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心として、関連する業務を行う関係各課との庁内連携を図るとともに、糸魚川警察署及び糸魚川犯罪被害者連絡協議会と連携し支援を実施します。

### 支援体制イメージ



### 第3章 基本理念と取組の方向性

市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪を受けてから平穏な生活を取り戻すまでの間、継続的な支援が可能となるよう、4つの基本理念と取組の方向性を示します。

---

#### 1 個人の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等の支援は、社会のかけがいのない一員として当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

支援の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

---

#### 2 状況に応じた適切な支援

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により、千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、このような事情を理解したうえで行う必要があり、個々の事情に配慮し、適切な支援活動を行います。

---

#### 3 継続的な支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化します。

犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的な状況や就労など生活環境の回復にかかわる支援が必要となります。

支援内容が変化することは、適用される制度や関係課等が変わることも多いため、制度や関係各課等が変わっても継続性を持って支援を行います。

---

#### 4 プライバシー及び個人情報の配慮

犯罪被害者等への支援にあたっては、被害者が推知されたり、被害状況が明らかになることで、被害者のプライバシーが著しく侵害され、二次的被害や再

被害につながる恐れがあることから、プライバシーに十分配慮し、適切に行う必要があります。

## 第4章 基本方針

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安全で安心して暮らせる地域社会が実現できるよう5つの基本方針を定め、取組を進めていきます。

---

### 1 支援体制の整備・充実

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害のほかに、未知の様々な問題に直面することとなりますが、これらを自力で解決することは非常に困難です。このため、犯罪被害者等に寄り添い、相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことができるよう努めます。

---

### 2 見舞金の支給

犯罪被害者本人が死亡したり、怪我をするなど働けなくなったなどの場合は収入が途絶える一方で、様々な出費により生活が困窮することがあります。市独自の見舞金を早期に給付することで、経済的負担の緩和に努めます。

---

### 3 心身の被害回復

犯罪被害者等は、犯罪等により長期にわたる治療を要したり、後遺障害や精神的な後遺症に苦しめられることもあります。このため専門機関との連携を含め、必要な保健・医療・福祉サービスの提供が受けられるよう支援するとともに、心身の安全確保が図られるよう支援することにより、精神的・身体的被害からの回復を支援します。

---

### 4 日常生活の支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等の置かれた個々の状況に応じ、日常生活・社会生活を円滑に営むための支援や、居住の安定、雇用の安定を図ります。

## 5 犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、多くの人の理解が必要となります。

周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状態を理解して、寄り添い、支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解が促進されるよう努めます。

### 第5章 支援施策

糸魚川市は、市条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のため、次のように基本方針ごとに支援施策を設定します。

#### 1 支援施策（基本方針1）

##### 支援体制の整備・充実

【相談及び情報の提供等】市条例第9条第1項		
支援施策	内容	担当課
警察・糸魚川警察犯罪被害者支援協議会・関係各課への情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、警察や糸魚川警察犯罪被害者支援協議会・関係各課に情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	環境生活課
【総合的に行うための窓口の設置】市条例第9条第2項		
支援施策	内容	担当課
総合窓口の設置	犯罪被害者等の相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置。また、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。	環境生活課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	環境生活課



## 2 支援施策（基本方針2）

### 見舞金の支給

【見舞金の支給】市条例第10条		
支援施策	内容	担当課
見舞金の支給・制度内容等の案内	見舞金の支給対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	環境生活課

## 3 支援施策（基本方針3）

### 心身の被害回復・防止

【心身に受けた影響からの回復】市条例第11条		
支援施策	内容	担当課
第三者による傷病届出制度の案内	第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	健康増進課
療養費・高額療養費の支給制度の案内	療養費及び高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	健康増進課
犯罪被害より障害を負った方に対し、障害者手帳の説明と手続き案内	障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳）の説明と手続きを案内します。	福祉事務所
犯罪被害により障害を負った方に対し、障害者に対する障害福祉サービス制度の案内	障害者に対する障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	福祉事務所
犯罪被害により障害を負った方に対し、障害者に対する医療費制度の案内	障害者に対する医療助成制度（重度障害者（児）医療費助成・精神障害者医療費助成）の説明と手続きを案内します。	福祉事務所
自立支援医療費の負担軽減制度の案内	自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院）の説明と手続きを案内します。	福祉事務所
心理的外傷や心身に受けた影響に関する相談受付	犯罪被害により心理的外傷や心身に受けた影響に関する相談対応を行います。	福祉事務所

#### 4 支援施策（基本方針4）

##### 日常生活の支援

【日常生活の支援及び配慮】市条例第12		
支援施策	内容	担当課
生活福祉貸付制度の案内	生活福祉貸付制度（社会福祉協議会事業）の説明と手続を案内します。	福祉事務所
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続を行います。	福祉事務所
税の控除、納税の猶予の案内	税の控除（医療費控除、寡婦控除等）または、納税の猶予を受けるための説明と手続を案内します。	市民課
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免の案内	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免説明と手続を案内します。	健康増進課
国民年金保険料の免除の案内	国民年金保険料の免除の説明と手続を案内します。	市民課
児童扶養手当の案内	児童扶養手当の説明と手続を案内します。	こども課
ひとり親家庭の医療費助成の案内	ひとり親家庭の医療費助成説明と手続を案内します。	こども課
放課後児童クラブの案内	放課後児童クラブの案内説明と手続を案内。	こども課
就学援助制度の案内	就学援助制度の説明と手続を案内します。	こども教育課
犯罪被害により本人又は生計維持者が生活困窮した場合に、生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	福祉事務所
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安のある場合の相談対応を行います。	福祉事務所
成年後見制度の相談対応	成年後見制度に関する相談対応を行います。	福祉事務所
障害者差別解消法に関する相談対応	障害者差別解消法に関する障害者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。	福祉事務所

支援施策	内容	担当課
障害者虐待に関する相談対応	犯罪被害者等が障害者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。	福祉事務所
DV相談受付、関係機関との情報共有	DVに関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。	環境生活課・福祉事務所
DV被害者に対する自立支援	DV被害者に対する自立支援の援助を行います。	環境生活課・福祉事務所
母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（新潟県事業）の案内を行います。	こども課
犯罪被害者等の子育てに関する相談受付	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	こども課
子どもの虐待被害相談対応	子どもの虐待被害に関する相談対応（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。	こども課
スクールカウンセラーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒に在籍する学校にスクールカウンセラーを派遣します。	こども教育課

【安全の確保】市条例第13条		
推進施策	内容	担当課
DV被害者の一時保護	DV被害者の避難所への一時補保護の説明と手続きを案内。	環境生活課・福祉事務所
被虐待児童の一時保護	被虐待児童の一時保護を行う。	こども課
被虐待障害者の一時保護	被虐待障害者の一時保護を行う。	福祉事務所
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行う。	福祉事務所
児童養護施設等の入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行う。	こども課
高齢者施設等の入所支援	高齢者施設等の入所支援を行います。	福祉事務所
障害者施設等の入所支援	障害者施設等の入所支援を行います。	福祉事務所
DV被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する住民基本台帳の閲覧制限や各種証明（住民票・戸籍附票含む）の発行制限を行います。	市民課

【住居の安定】市条例第14条		
支援施策	内容	担当課
市営住宅への入居相談	犯罪行為により住宅に住めなくなった犯罪被害者等に対する市営住宅の入居相談を行います。	建設課
【雇用の安定】市条例第15条		
支援施策	内容	担当課
事業者に対する理解の増進	事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組めます。	環境生活課
生活困窮者等就職困難者への就労支援	自立相談支援事業や就労支援事業など生活困窮者等の支援に取り組めます。	福祉事務所

## 5 支援施策（基本方針5）

### 犯罪被害者等への理解の促進

【理解の増進】市条例第16条		
支援施策	内容	担当課
広報誌やホームページの活用	広報いといがわやホームページ等を活用した広報に努める。	環境生活課